

水銀血圧計等の回収に関するセミナーにおけるご質問への回答（追加版）

Q1 12月2日に開催した都道府県医師会医療廃棄物担当理事連絡協議会の検討結果を踏まえた、回収マニュアル（完成版）はいつ頃ですか。

A 年度内（3月頃）の完成を予定しております。完成次第、環境省のホームページ掲載や関係機関への御連絡等の周知を行います。

Q2 回収マニュアル 7ページ目（フロー図）の医療機関の欄にある「マニフェストの受領・保存」は不要ではないのでしょうか。

A 基本的に、排出者責任を有する医療機関での保存は必要となります。ただしその方法につきましては、「マニフェストのコピーの送付等により、マニフェスト内容について医療機関と共有を図るものとする」としており、例えば電子データでの共有等の方法も可能であると考えます。

Q3 郡市区医師会と収集運搬・処分業者が結ぶ委託契約を都道府県医師会がまとめて、契約をすることはできますか。

A 委託契約の委任につきましては、排出事業者団体が行うものとしております。
回収事業では、集荷場所の提供を行う郡市区医師会が排出事業者団体に該当するため、郡市区医師会へ委託契約に関する権限を委任する方法としております。
そのため、県医師会を集荷場所とするのであれば委託契約に関する権限を委任することは可能であると考えます。

Q4 事務費について、都道府県ごとに料金設定をすることだが、県内でバラバラで問題ないのか、あくまでも都道府県対応で問題ないのでしょうか。

A 金額設定につきましては、各地区の特性を鑑みた設定をお願いいたします。

ただし、県内でバラバラの設定ですと不公平感が生じる可能性があり、取りまとめが煩雑になる可能性もありますので、都道府県内は同一価格の方が良いと考えます。

県内から集められた事務費を取りまとめ、負担の大きい都市区医師会へ分配するといった方法も考えられます。